



国民年金からのお知らせ

年金生活者支援給付金制度とは？

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要となります。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

◎対象者となる方

老齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上の方
- ・世帯員全員が市町村民税非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

※上記要件をすべて満たしている必要があります。

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が「約472万円+扶養親族の数×38万円」以下である方

◎請求手続き

年金事務所または役場で請求手続きを行えます。

原則、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますのでご注意ください。

**請求手続きは
お早めに！**

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

問合せ	年金生活者支援給付金専用ダイヤル	☎0570-05-4092
	小樽年金事務所 お客様相談室	☎0134-65-5003
	余市町役場 福祉課 福祉グループ	☎21-2120

○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先まで問合せ願います。

問合せ	福祉課 福祉グループ	☎21-2120
	小樽年金事務所 国民年金課	☎0134-23-4236



消費生活で困ったときは小樽・北しりべし消費者センターに相談を！

小樽・北しりべし消費者センターでは専任の相談員を配置し、ネット通販での商品購入やサービスの契約トラブルなどの相談や苦情を受け、解決に向け助言やあっせんなどを行っています。

また架空請求やクーリングオフ等の困りごと、多重債務に関しても相談に応じていますので、お困りのときにはおひとりで悩まずご相談ください。

消費者センターは小樽市と北後志5カ町村で運営していますので、相談は無料です。

名称	小樽・北しりべし消費者センター
所在地	小樽市花園2丁目12番1号（小樽市役所本庁舎別館5階）
TEL	0134-23-7851

受付時間

- ・消費生活相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
- ・多重債務特別相談 木曜日 午前9時～午後5時

問合せ 福祉課福祉グループ ☎21-2120